

報告第9号

相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について

相模原市、津久井町及び相模湖町の廃置分合について、次のとおり報告する。

平成17年8月8日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

写

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する。

平成17年7月14日

神奈川県知事

松 沢 成 文

